

Ⅲ生活衛生担当事業の概要

1 食品衛生管理指導事業

最近の食品業界は、製造加工、保存技術の進歩、流通機構の広域化等がすすみ、多種多様な食品が市場に流通しています。このため食品の衛生確保並びに安全管理がますます重要視されることより、食品施設の指導監視、および食品の収去・現場検査等に努めています。

1) 食品衛生監視状況

	監視対象数	監視延件数	指導状況			行政処分状況			
			改善指示	始末書	説諭	営業禁止	改善命令	物品廃棄	その他の処分
許可を要する施設	1,136	832		4					
許可を要しない施設	745	499			10				
計	1,881	1,331		4	10				

(注) 1. 許可を要する施設

飲食店営業、菓子製造業(パンを含む)、魚介類販売業、魚介類せり売営業、食品の冷凍又は冷蔵業、かん詰又はびん詰食品製造業、喫茶店営業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳類販売業、食肉処理業、食肉販売業、食肉製品製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、めん類製造業、そうざい製造業、清涼飲料水製造業、氷雪製造業、添加物製造業

(乳製品製造業、乳処理業、集乳業、魚肉ねり製品製造業、乳酸菌飲料造業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、納豆製造業、氷雪販売業)

() 内は、管内にはない施設です。

2. 許可を要しない施設

給食施設(学校、病院診療所、事業所、社会福祉施設等)、乳さく取業、食品製造業、野菜・果物販売業、そうざい販売業、菓子販売業(パンを含む)食品販売業、添加物の販売業、器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業

2) 祭礼・バザー等の催しに付随した飲食物の提供行為の届出状況

近年、ふるさとの再生行事、お祭り、学校行事等におけるバザー等が頻繁に開催され、これらの行事に付随して調理の簡単な飲食物の提供が行われています。

このような飲食物の提供行為にあたり、事前に管轄の保健所長への届出がされており、届出受理時には食中毒等事故の発生を防止するため、衛生管理の徹底について指導しています。

祭礼、バザー等に付随した飲食物の提供行為の届出件数の推移

年 度	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
祭 礼	5 1	4 9	4 7	4 5	4 5	3 8	3 8
バザー	2 5	2 6	2 4	2 3	2 5	2 1	2 0
計	7 6	7 5	7 1	6 8	7 0	5 9	5 8

3) 食品関係収去検査及び現場検査実施状況

		化学検査			微生物検査		
		検査件数	不適件数	不適率(%)	検査件数	不適件数	不適率(%)
収去検査	食品等	160			1,530	42	2.7
現場検査	器具・容器・包装				1,606	87	5.4
	その他	75			900	67	7.4
	計	75			2,506	154	6.1

4) 食品関係苦情処理状況及び苦情処理件数の推移

国内でのBSE発生、残留農薬問題等に関連し、食品に対する不安、不信が高まっており、管内でも食品関係苦情処理件数は増加の傾向にあります。

違反・苦情等処理状況

分類	件数	処理のための立入又は訪問回数	微生物検査項目総数	化学検査項目総数	その他の検査総数
有症苦情	5	5	100	9	72
異物混入	2	3			
腐敗・変敗					
異味・異臭	2	1			
表示不適當					
営業苦情（不衛生等）	2	2			
食品添加物等規格基準違反					
その他	3	1			
計	14	12	100	9	72

各検査項目総数については、美馬保健所・保健環境センターで実施した検査を含む。

苦情処理件数の推移

年度	16	17	18	19	20	21	22
件数	18	18	13	30	20	15	14

5) 食中毒処理状況
該当なし

6) 平成22年度食品関係許可の状況

許可等の名称	申請件数			処理済件数			未処理 件数
	前年度 からの 繰越分	当年度 申請分	計	可	不可	計	
飲食店営業		148	148	148		148	
喫茶店営業		27	27	27		27	
菓子(パンを含む)製造業		25	25	25		25	
アイスクリーム類製造業		4	4	4		4	
乳類販売業		21	21	21		21	
食肉処理業		2	2	2		2	
食肉販売業		25	25	25		25	
食肉製品製造業		1	1	1		1	
魚介類販売業		21	21	21		21	
魚介類せり売り営業							
食品の冷凍又は冷蔵業		1	1	1		1	
清涼飲料水製造業		2	2	2		2	
みそ製造業		3	3	3		3	
醤油製造業		1	1	1		1	
ソース類製造業		1	1	1		1	
酒類製造業		1	1	1		1	
豆腐製造業		4	4	4		4	
めん類製造業		7	7	7		7	
そうざい製造業		7	7	7		7	
かん詰又はびん詰食品製造業		3	3	3		3	
計		304	304	304		304	

7) 食品衛生講習会の実施状況

食品関連事業者、一般住民に対して、食中毒予防、表示等に関する衛生講習会を実施しています。食の安全・安心への関心の高まりに伴い、講習会の開催や講師依頼も増加しています。

対 象 者	回数	啓発人員
食品衛生推進員	2	46
食品衛生責任者（養成講習会）	1	46
食品衛生責任者（再教育講習会）	4	162
食品営業施設従事者	2	26
集団給食施設従事者	2	43
一般住民	2	54
その他	2	55
計	15	432

2 薬事・温泉関係事業

医薬品、毒物劇物等は、間違った使い方をすると人間に危害を及ぼす事故、事件となることから、適正な取り扱い、管理が重要です。このため、薬事法、毒物及び劇物取締法に基づき、関係業者に対し適正な取り扱い、販売等の監視指導、また併せて育成指導をも行い資質の向上を図ると共に、住民に対する医薬品の適正使用の普及啓発も行っています。

1) 薬事関係監視の状況

業 種	対 象 施設数	監 視 件 数	違 反 件 数	違反に対する処置		
				説諭	収去	その他
薬 局	15	9	3	2		1
店 舗 販 売 業	7					
一 般 販 売 業	1					
薬 種 商 販 売 業	7					
配 置 販 売 業	5					
特 例 販 売 業	4					
高度管理医療機器販売・賃貸業	19	6				
管理医療機器販売・賃貸業	94					
計	152	15	3	2		1

2) 毒物・劇物関係監視の状況

業 種	対 象 施設数	監 視 件 数	違 反 件 数	違反に対する処置		
				説諭	収去	その他
毒 物 ・ 劇 物 販 売 業 者	29	10	5	5		

3) 医薬品等販売業者に対する許可等事務処理及び指導状況

業 態 別	対象数	新 規	更 新	書換・再交付その他事務処理件数
店 舗 販 売 業	7	2		5
一 般 販 売 業	1			1
薬 種 商 販 売 業	7			2
特 例 販 売 業	4		2	1
毒 劇 物 販 売 業	29	2	8	12
高度管理医療機器販売・賃貸業	19		11	4
管理医療機器販売・賃貸業	94	34		28
計	161	38	21	53

4) 乾燥まむしウマ抗毒素（まむし血清）の配置先及び払出件数の推移

まむし血清の配置先

（配置期間：5月1日～10月31日）

配 置 機 関	所 在 地	電 話 番 号
田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700
県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323
東クリニック	三好市東祖谷京上170-3	0883-88-2300
西祖谷山村診療所	三好市西祖谷山村一字368-9	0883-87-2360
西部総合県民局 三好保健所	三好市池田町マチ2542-4	0883-72-1122

まむし血清の払出件数の推移

年 度	16	17	18	19	20	21	22
払出件数	3	3	4	0	1	1	0

5) 薬物乱用対策事業の状況

薬物乱用を根絶するためには、取締の強化とあいまって啓発活動が重要であることから、昭和59年には民間ボランティアを土台とする薬物乱用防止推進員制度が創設され、各種の啓発活動が推進されてきました。平成6年度にはこういった啓発活動が、より効果的かつ地域に密着したものになるよう薬物乱用防止三好地区協議会（平成18年度から薬物乱用防止池田地区協議会より名称変更）が設置されました。現在保健所を事務局とし、薬物乱用防止指導員（平成12年推進員から名称変更）が個人又は所属団体において啓発活動を実施しております。

平成22年度は地区協議会事業として、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動におけるヤング街頭キャンペーンをフレスポ池田において、地元池田高等学校生徒の協力のもと実施しました。また、地域団体キャンペーンでは22施設に御協力頂き国連支援募金活動の支援等を実施しました。

指導講習会・啓発活動の実施状況

対象者	実施回数	対象人数	内容
薬物乱用防止指導員	1	60	薬物乱用防止講習会
学校関係	5	238	小中学校における薬物乱用防止教室
一般住民	26	4,114	626ヤング街頭キャンペーン等各種イベント、会合における啓発活動
計	32	4,412	

6) 温泉関係

管内の温泉利用許可施設は17カ所で、デイサービスセンター、社会福祉施設、旅館、公衆浴場等で利用されています。近年、温泉ブームとなり、管内山間部観光地は温泉利用の宿泊施設が増加しています。

温泉利用許可状況

	市町名	利用施設	泉質
1	三好市	ポリ容器での販売	単純硫黄冷鉱泉（低張性弱アルカリ性冷鉱泉）
2	三好市	ホテル祖谷温泉	単純硫黄泉（硫化水素型）
3	三好市	松尾川温泉スタンド	単純硫黄泉（低張性弱アルカリ性冷鉱泉）
4	三好市	賢見温泉	ナトリウム－塩化物－炭酸水素塩冷鉱泉
5	三好市	大歩危温泉（サンリバー大歩危）	温泉法第2条該当泉
6	三好市	山城荘	温泉法第2条該当泉
7	三好市	山城荘デイサービスセンター	温泉法第2条該当泉
8	三好市	ホテル大歩危峡まんなか	単純硫黄泉（低張性弱アルカリ性冷鉱泉）
9	三好市	サンリバー大歩危（憩いの館）	温泉法第2条該当泉
10	三好市	奥小歩危温泉 源氏の里	温泉法第2条該当泉
11	三好市	西祖谷山村デイサービスセンター	温泉法第2条該当泉
12	三好市	祖谷秘境温泉保養センター	温泉法第2条該当泉
13	三好市	祖谷観光ホテルかずら橋	単純硫黄泉（低張性弱アルカリ性冷鉱泉）
14	三好市	いやしの温泉郷	アルカリ性単純温泉（アルカリ性低張性温泉）
15	三好市	温泉自動販売機	アルカリ性単純温泉（アルカリ性低張性温泉）
16	三好市	祖谷の隠れ宿 祖谷美人	単純硫黄泉（低張性弱アルカリ性冷鉱泉）
17	三好市	さまちの湯 あわの抄	ナトリウム－塩化物－炭酸水素塩冷鉱泉

3 環境衛生指導事業

1) 環境衛生関係営業施設の状況

旅館業、公衆浴場業、理容業、美容業、クリーニング業などの生活衛生関係営業施設は、県民の日常生活に極めて密着したサービスを提供し、県民生活の質の向上に重要な役割を果たしているため、定期的な監視指導を実施し、施設の衛生基準の維持向上に努めることにより、安全で衛生的なサービスの提供に努めています。

環境衛生施設数及び監視指導の状況

		新規件数	廃止件数	監視対象数	監視指導数	違反に対する措置	
						説 諭	改善命令
理 容 所		1	2	95			
美 容 所		3		144	1		
ク リ ー ニ ン グ 所	一般クリーニング所		1	9	9		
	特定クリーニング所			5	5		
	取 次 所	1	1	21			
	計	1	1	35	14		
公 衆 浴 場 業	普通公衆浴場			1			
	その他の浴場		1	24	3		
	計		1	25	3		
特 定 建 築 物	百 貨 店			1			
	店 舗			1			
	事 務 所			1			
	旅 館			1			
	計			4			
登 録 業 者	総合管理業			1			
	貯水槽清掃業			4			
	計			5			
旅 館	ホテル営業			1	5		
	旅館営業	3	1	75	26		
	簡易宿所営業	2		16			
	計	5	1	92	31		
火 葬 場				3			
納 骨 堂				7			

- (注) 1. 特定クリーニング所とは、厚生労働省令で指定された消毒を要する洗たく物を取扱うクリーニング所です。
2. 特定建築物とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する建築物です。

遊泳用プール施設数及び監視指導状況

	公 営		私 営	
	施 設 数	監 視 数	施 設 数	監 視 数
三 好 市	3	3		
東みよし町	2	4	1	1
計	5	7	1	1

(注) 1. 遊泳用プールとは文部科学省の所管する学校用プールを除く、水泳用のプール全てをいいます。なお、学校用プールであっても住民などに開放されている場合は遊泳用プールとしています。

4 水道関連事業

管内の水道普及率は、平成 22 年 3 月末現在 79.8%と徳島県下で最も低い普及率となっています。これは山間地域が面積の約 86 %を占める管内の地理的状況を反映していると思われます。

また、管内の水道事業は小規模施設が多いため、関係機関と連携を取りながら、安全で安定した水の供給と水道未普及地域の解消等に努めています。

水道関係施設

	水道施設			現 在 給水人口	普及率 (%)	飲 料 水 供 給 施 設	簡易専用水道	
	上水道	簡易水道	専用水道				20ℓを超えるもの	10ℓを超え 20ℓ以下
三 好 市	1	17	2	24,581	76.9	8	14	27
東みよし町	1	6	2	13,578	85.6	6	7	8
計	2	21	4	38,159	79.8	14	21	35

- (注) 1. 飲料水供給施設は計画給水人口 50 人～100 人までの給水施設です。
 2. 給水人口及び普及率は平成 22 年 3 月 31 日現在です。
 3. 給水人口及び普及率に飲料水供給施設分は含まれていません。

水道施設等立入件数及び指導内容状況

該当無し

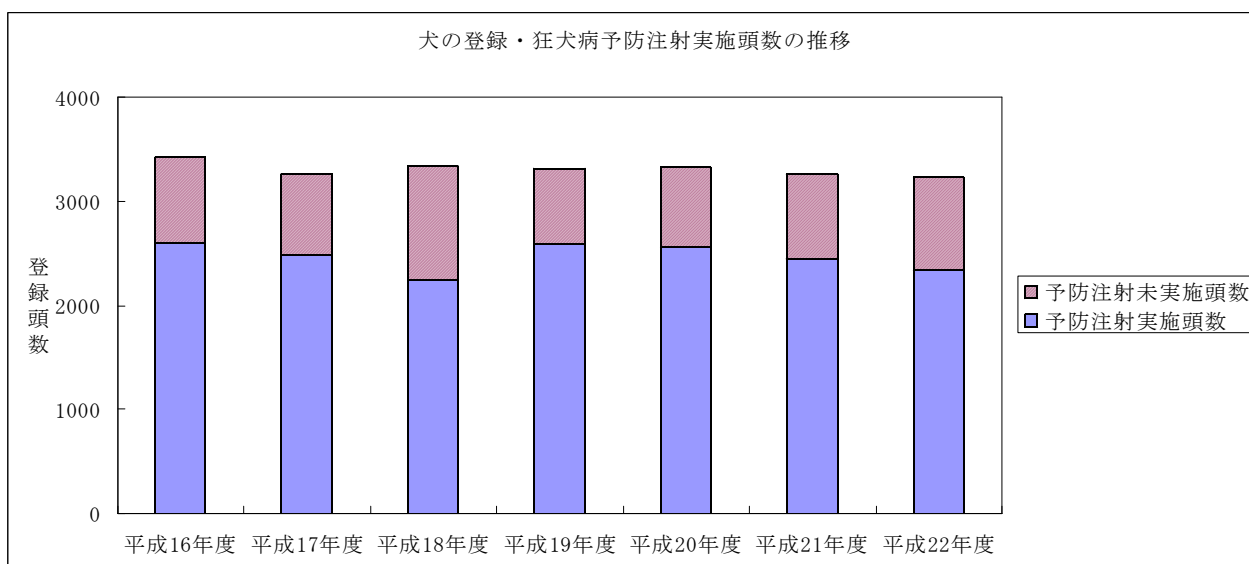
5 狂犬病予防及び動物愛護管理事業

『狂犬病予防法』に基づき、狂犬病の発生を防止し、これを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び福祉の増進を図ることを目的として、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する業務を行っています。犬の登録については、平成7年度から生涯登録制となったことから、犬の登録数も年々増加していますが、その反面、狂犬病予防接種率については、年々低下しています。狂犬病に対する正しい知識の普及・啓発を通じ、登録や狂犬病予防接種率の向上に努めています。

また、『動物の愛護及び管理に関する法律』に基づき、動物の適正飼養及び動物愛護思想の普及・啓発を図り、不適正飼養による苦情や野犬・不用犬の捕獲・引取り頭数の減少に努めています。

1) 犬の登録及び狂犬病予防注射等実施状況

市 町 名	新規登録頭数	登録原簿記載頭数	注 射 頭 数
三 好 市	144	2,124	1,474
東 み よ し 町	73	1,104	857
計	217	3,228	2,331



2) 放浪犬等の収容状況

放 浪 犬 収容頭数	引取頭数		負傷動物収容頭数			返還 頭数	咬傷事故状況			
	犬	猫	犬	猫	その他		件 数	飼い犬	飼主不明	野 犬
70	31	232	2	0	1	10 (1)	1	1	0	0

注) () は、うち動物愛護管理センター取扱数

3) 動物の適正管理等に係る苦情処理及び動物愛護法及び条例に基づく指導状況数

	苦情 処理件数	指導 件数	立入 件数	立入調査内容			
				係留	口輪	検診	その他
犬	18	11	15	9	0	1	2
猫	4	4	4				4
計	22	15	19	9	0	1	6

4) 動物取扱業者数及び指導状況

動物取扱業者数	廃業件数	苦情件数	立入件数	勧告件数	措置命令	罰則適用
9			18			

5) 特定動物飼養許可及び指導状況

許可件数			廃止 件数	苦情 件数	指導 件数	立入 件数	違反に対する措置		
新規	変更	更新					措置命令	罰則適用	許可取消
					1				

6 乳肉衛生指導事業

「徳島県魚介類行商人取締条例」、「徳島県フグの処理等に関する取扱い要領」などに基づき、乳肉関係食品による衛生上の危害発生の防止を図っています。

なお、管内には、化製場等の許可施設はありません。

- 1) 魚介類行商人について
魚介類行商人の登録はありません。

2) フグ処理施設の届出状況

	新規届出件数	廃止件数	施設数
フグ処理施設	1	4	12

7 調査研究等の実績

1) 研究発表

発表年月日	場所	学会等	テーマ
平成 22 年 9 月 2 日 (木)	香川県 高松市	平成 22 年度 四国四県食品衛生 監視員研修会	社会福祉施設等の集団給食施設 立入時の衛生指導について

社会福祉施設等の集団給食施設立入時の衛生指導について

徳島県西部総合県民局〈三好保健所〉生活衛生担当
多田久代、藤井温子、福島淳治、真鍋尚美、小川寿宏

1 はじめに

近年、老人福祉施設や保育所をはじめとした社会福祉施設が増加している。しかし、それら集団給食施設においては、食品衛生法に係る許可を必要とせず、設備の衛生管理の指導が十分とは言えないのが現状である。さらに、食中毒予防対策、また昨年度の新規インフルエンザの蔓延に起因した感染症予防対策を遂行するにあたり、施設側においても衛生管理に対する不安が高まりつつあった。これらのことから、保健所では施設の衛生管理状況を正確に把握することが重要であると考えた。

そこで今回、保健所は集団給食施設の衛生管理の指標として、清浄度に着目し迅速に結果が得られる清浄度検査（ATP 検査）法を用いて、聞き取り調査内容と併せて指導を行った。

この平成21年度分の結果を取りまとめたので報告する。

2 方法

- (1) 検査機器 ルミテスター PD-10N（キッコーマン株式会社）
- (2) 検査試薬 検査キット ルシパックワイド
- (3) 対象施設 社会福祉施設 16施設
- (4) 方法 施設側が選定した4箇所をふきとり、ATP検査を実施

3 結果

別紙表のとおり。

判定は、検査試薬ルシパックワイドの清浄度管理基準値設定例を参考に行った。

4 考察およびまとめ

ATP検査の測定値が高い場合は、通常行われている洗浄方法について詳しく聞き取りし、施設の状況に応じて指導の必要があった。

ATP検査は、細菌検査など日数を要する検査ではなく、結果をその場で施設側も確認できる利点があった。このことにより、施設側は現在の施設の清浄度を把握でき、汚染していた場合も、衛生向上の対策に迅速かつ積極的に取り組むことができたと考えられる。

今後も、ATP検査法を用い、より効果的な指導を行っていききたい。

表 ATP 検査結果-1

日付	H21.10.23	H21.10.23	H21.11.5	H21.11.5	H21.11.5	H21.11.16	H21.12.3	H21.12.4
ふきとり箇所	施設 1	施設 2	施設 3	施設 4	施設 5	施設 6	施設 7	施設 8
水 (コントロール)	6	8	2	0	0	2	2	0
調理台・ 配膳台	1,472	245	241	305	288	33	188	38,616
調理台・ 配膳台	1,802							
調理台・ 配膳台	938							
冷蔵庫 取っ手		3,536	353			4,801	68	1,245
冷蔵庫 取っ手								
手								108
カラン			18			75		1,219
配膳台 取っ手					239			
回転釜 取っ手							881	
ガスレンジ つまみ								
ガスコック								
食器消毒庫 取っ手								
扉取っ手 (外側)								
殺菌機							5,082	
まな板		9		7	7			
包丁	16		7	8	7	4		
食器		90		16				
調理器具 (プラスチック)								
シンク								

値：RLU 値

表 ATP 検査結果-2

日付	H21.12.4	H21.12.9	H21.12.10	H21.12.10	H21.12.14	H21.12.17	H21.12.17	H21.12.22
ふきとり箇所	施設 9	施設 10	施設 11	施設 12	施設 13	施設 14	施設 15	施設 16
水 (コントロール)	8	0	6	1	7	1	5	0
調理台・ 配膳台	986	228	140	132	18	1,115	389	214
調理台・ 配膳台		3,011				425	2,565	1,643
調理台・ 配膳台								
冷蔵庫 取っ手	481	64	122	1,717	253	2,221	2,172	
冷蔵庫 取っ手		67						
手			207					
カラン			634	97		656	273	
配膳台 取っ手								
回転釜 取っ手								
ガスレンジ つまみ								446
ガスコック					42			
食器消毒庫 取っ手	6,875				12			
扉取っ手 (外側)				116,437				
殺菌機								
まな板								
包丁								
食器								
調理器具 (プラスチック)								979
シンク	238							

値 : RLU 値